

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ② 特定寄付金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ③ 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を記載した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書に交付等)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

(特別寄付金)

第6条 この法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が

付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第 7 条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人又公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 8 条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、2020 年 3 月 26 日から施行する。
2. この規程の変更は、2020 年 8 月 11 日から施行する。(公益認定による名称変更。)